滋 能 協 第 214 号 令 和 5 年 6 月 14 日

会 員 各 位

滋賀県職業能力開発協会 会長山極義廣 (公印省略)

令和5年度滋賀県技能者表彰(おうみの名工)について

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当協会の業務運営について格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内における最高の水準にある現役の技能者を表彰し、もって技能者の地位および 技能水準の向上に資するため、真に優れた技能を有し、他の模範となる技能者に対して、知事表 彰が行われることとなり、本年度要綱等が公表されました。

つきましては、下記の事項を御一読いただき滋賀県技能者表彰(おうみの名工)基準に該当する方がおられる場合は、7月14日(金)までに当協会あて、別紙記載の推薦調書等のご提出をお願いします。推薦の予定がある場合には、6月30日(金)までに当協会事務局あて別紙様式によりFAXで予め御一報いただきますようお願いいたします。

記

1 推薦対象

被表彰候補者の推薦対象は、「滋賀県内に就業している」方のうち、次の(1)~(5)に該当する方です。

- (1) 優秀な技能を有する方
- (2) 現に滋賀県技能者表彰要綱別表「職業部門、職業分類及び職種」に従事している方
- (3) 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した方
- (4) 特に後進技能者の育成に功績のあった方
- (5) 他の技能者の模範と認められる方

2 被表彰者

被表彰者は、次の各号の要件を満たす者の中から、選定されます。

- (1) その者の有する技能の程度が、全県を通じて優秀であり、かつ、技能者について後進の 指導に努力し技能水準の向上に寄与した者
- (2) その者の有する優秀な技能を用いる職業については、滋賀県技能者表彰要綱第2条別表「職業部門、職業分類及び職種」に定めるとおりとし、推薦日現在において従事している者であること。

この場合の職業には、製造業、建設業をはじめ全産業に属する技能を要する職業を含み、 その従事する職業上の地位が、自営業主、家族従業員、雇用者であることにかかわらず、 職務遂行に当該優秀な技能を用いる(優れた技能を有する職業訓練指導員が事業内職業 訓練または公共職業訓練において実技指導をする場合を含む。)者であること。

- (3) 技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことなどにより、労働者の
- (4) 就業を通じて後進技能者に対し技能の指導を行い、あるいは技能者の教育訓練に携わり 技能者の育成に寄与した者であること。
- (5) 他の技能者の模範と認められる者で住民感情にそぐわない者でないこと。
- 3 推薦書類および提出要領
 - ①調書、履歴書の電子ファイル ……メールを送信してください。 必ず本年度の様式により作成してください。
 - ②上記①のプリントアウト ……1部郵送してください。
 - ③技能の優秀さ等を立証または証明できる資料(表彰状・証明書類等)の写し 被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度および功績を立証または説明できる 資料(本人の事績に関する新聞・業界紙の記事、説明書、図面、写真【撮影年月を記入】、 特許、実用新案の資料等)をできる限り多く収集してください。これらの資料は、日本工 業規格A4判に統一していただき、原則として返還を要しなものを添付してください。

・・・・・・1部郵送してください。

※調書様式については滋賀県庁のホームページまたは当協会ホームページから電子データ を入手してください。

滋賀県庁トップページ>県民の方>しごと・産業・観光>しごと・雇用>お知らせ・注意 滋賀県職業能力開発協会トップページ>お知らせ

>令和5年度滋賀県技能者表彰(おうみの名工)について

4 推薦枠等

同一職種の推薦は1名としてください。推薦が多い場合、滋賀県への推薦枠の関係から御期 待に添えない場合がありますので、御了承をお願いいたします。

- 5 その他
 - ・別表職業部門、職業分類及び職種
 - ・滋賀県技能者表彰(おうみの名工)実施要領
 - 調書記載要領
 - •調書等提出書類様式

担当

滋賀県職業能力開発協会 主任主事 加 藤 記 子 〒520-0865 大津市南郷五丁目2-14 TEL 077-533-0850 FAX 077-537-1351

E-mail: katou@shiga-nokaikyo.or.jp